

**第 5 1 号 議 案** 品 川 区 児 童 福 祉 施 設 の 設 備 お よ び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例

**第 5 3 号 議 案** 品 川 区 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 学 級 の 編 制 、 職 員 、 設 備 お よ び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例

**第 5 4 号 議 案** 品 川 区 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 以 外 の 認 定 こ ど も 園 の 認 定 の 要 件 に 関 す る 条 例

## 1 制 定 理 由

現在、区内の児童福祉施設等については、国が定める省令および東京都の条例に基づき運営している。令和6年10月に区立児童相談所が設置されることから、現在都が行っている事務の一部が区に移管されるため、現在適用されている同水準の基準を条例で定める。

## 2 条 例 案

第51号議案（別紙1）、第53号議案（別紙2）、第54号議案（別紙3）

## 3 条 例 案 の 主 な 内 容

別紙第51号議案の主な内容、別紙第53・54号議案の主な内容

## 4 施 行 期 日

令和6年10月1日

### 参 考 : 認 定 こ ど も 園 と は

幼稚園と保育所両方の役割を持ち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県等（児童相談所設置区を含む）から認可・認定を受けた施設をいう。

#### (1) 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として認可を受けた認定こども園。民間の設置主体は、学校法人または社会福祉法人に限られる。

#### (2) 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 以 外 の 認 定 こ ど も 園

既存の幼稚園（保育所）に保育所機能（幼稚園機能）を付与した施設として認定を受けた認定こども園。設置主体を問わない。

- ① 幼稚園に保育所的機能を付加する幼稚園型
- ② 認可保育所に幼稚園的機能を付加する保育所型
- ③ 認証保育所に幼稚園的機能を付加する地方裁量型



別紙第5 1号議案の主な内容

条文 別紙1	項目	国の示す基準の内容	品川区の基準 ※都の基準と同一
第6条	設備	<p>乳児または満2歳未満の幼児が利用する場合            乳児室またはほふく室、医務室、調理室および便所を設ける            ※乳児室の面積は1人につき1.65㎡以上            ※ほふく室の面積は1人につき3.3㎡以上</p> <p>満2歳以上の幼児が利用する場合            保育室または遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理室および便所を設ける。            ※保育室または遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p>	<p>乳児室の面積をほふく室と同様の3.3㎡以上とする。</p> <p>保育室または遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、<u>医務室</u>、調理室および便所を設けなければならない。</p>
第8条	保育時間	1日につき原則8時間	<p>保育時間は国基準と同様とする。</p> <p>区の基準として、事業所の開所時間は原則11時間とする。</p>
付則4	資格	<p>保育士            ※保健師、看護師または准看護師を1人に限って保育士としてカウント可</p>	保健師または看護師に限り、保育士とみなす。



別紙第53号・54号議案の主な内容

条文 第53号 別紙2	条文 第54号 別紙3	項目	国の示す基準の内容	品川区の基準 ※都の基準と同一
第6条	第7条	設備	<p>職員室、乳児室またはほふく室（満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備および足洗用設備を設ける。</p> <p>※乳児室の面積は、満2歳未満の園児のうちほふくしないもの1人につき1.65㎡以上</p> <p>※ほふく室の面積は、満2歳未満の園児のうちほふくするもの1人につき3.3㎡以上</p> <p>※特別の事情がある場合は、保育室と遊戯室および職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。</p>	<p>満2歳未満の園児1人につき、乳児室の面積をほふく室と同様の3.3㎡以上とする。</p>
第7条	第7条	教育および保育時間	<p>教育に係る標準的な1日当たりの時間（以下「教育時間」という。）は4時間</p> <p>保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育および保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき原則8時間</p>	<p>教育時間は国基準と同様とする。</p> <p>区の基準として、開園日は原則、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除いた日とし、開園時間は原則として11時間とする。</p>
付則4	第6条	資格	<p>保育士</p> <p>※保健師、看護師または准看護師を1人に限って保育士としてカウント可</p>	<p>保健師または看護師に限り、保育士とみなす。</p>



# 別紙 1

## 品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

### （目的）

第3条 最低基準は、区長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

### （最低基準）

第4条 最低基準は、この条例に特別の定めがあるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

### （最低基準の向上）

第5条 区長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する児童福祉施設に対し、品川区児童福祉審議会条例（令和 年品川区条例第 号）第1条に規定する品川区児童福祉審議会の意見を聴いた上で、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

### （保育所の設備の基準）

第6条 乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所の乳児室またはほふく室の面積は、乳児または満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

2 満2歳以上の幼児を入所させる保育所は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、調理室および便所を設けな

ければならない。

(保育所の職員)

第7条 保育士の員数は、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

(保育所の開所時間)

第8条 保育所の開所時間は、原則として1日につき11時間とする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する設備であって、第4条(保育所の設備の基準に関するものに限る。)および第6条に規定する基準に適合しないものについては、その適合しない部分に限り、当該基準を適用しない。

3 平成23年6月17日前から存する母子生活支援施設における省令第26条第3号の規定の適用については、同号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき3.3平方メートル」と読み替えるものとする。

(保育所の職員配置に係る特例)

4 省令第33条第2項に規定する保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)または家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)が不足していることに鑑み、省令第33条第2項本文の規定により算定した保育士の数が1人となる場合には、第7条の



規定は、当分の間適用しないことができる。この場合においては、保育士1人に加え、区長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者を1人以上置かなければならない。

6 前項に規定する事情に鑑み、省令第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

7 付則第5項に規定する事情に鑑み、省令第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、保育所が8時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、その超える数の範囲において、当該保育所が雇用した者であって、区長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。

8 前2項の規定を適用するときは、保育士（付則第4項前段または前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、省令第33条第2項の規定により算定した保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。



## 別紙 2

品川区幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備および運営の基準に関する条例

(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備および運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(目的)

第3条 設備運営基準は、区長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準)

第4条 設備運営基準は、この条例に特別の定めがあるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。）の定めるところによる。ただし、府省令第7条第4項に規定する基準を除く。

(設備運営基準の向上)

第5条 区長は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、品川区児童福祉審議会条例（令和 年品川区条例第 号）第1条に規定する品川区児童福祉審議会の意見を聴いた上で、設備運営基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

2 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常にその設備および運営を向上させなければならない。

3 設備運営基準を超えて、設備を有し、または運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。

(乳児室またはほふく室の面積)

第6条 満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる幼保連携型認定こども園の乳児室またはほふく室の面積は、満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

(開園日および開園時間)

第7条 幼保連携型認定こども園における開園日については原則として日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除いた日とし、開園時間については原則として11時間とする。

2 前項の開園日および開園時間については、区内における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、幼保連携型認定こども園の園長がこれを定めるものとする。

(非常災害対策)

第8条 幼保連携型認定こども園は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練および消火訓練は、少なくとも毎月1回実施しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第5条に規定する要件を満たした職員を配置しようとする場合においては、当該要件に加え、次に掲げる要件を満たす職員を配置しなければならない。

(1) 学級担任は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間以外の満3歳以上の園児の保育に直接従事する職員は、6割以上の者が登録(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録をいう。

以下同じ。)を受けた常勤の職員とする。

(3) 満3歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員とする。

- 3 1日につき8時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第1項に規定する利用定員をいう。以下同じ。)に応じて府省令第5条第3項の規定により置かなければならない職員の数を超える場合における同項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、区長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項に規定する教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 4 第4条の規定により適用する府省令第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師または看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。この場合において、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けられることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 付則第3項の規定により府省令第5条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者または看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等の総数は、常時同項の規定により置かなければならない直接従事職員の数の3分の1を超えてはならない。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 7 平成27年3月31日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保

連携型認定こども園に係る府省令第7条第6項の規定の適用については、府省令附則第4条の規定にかかわらず、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
府省令第7条第6項	<p>1 乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>2 ほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>3 保育室または遊戯室 1. 98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>1 乳児室又はほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>2 保育室又は遊戯室 教育に係る標準的な1日当たりの時間以外について、1. 98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>

## 別紙 3

### 品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（案）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項および第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定に係る要件を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

#### （認定こども園の類型）

第3条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。

(1) 幼稚園型認定こども園 次に掲げるいずれかに該当する施設であるものをいう。

ア 単独型 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間以外の時間において、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園および保育機能施設のそれぞれの用に供される建物ならびにその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 並列型 当該認定こども園を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されている施設

(イ) 年齢区分型 当該認定こども園を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育および保育を行う施設

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（品川区（以下「区」という。）における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認めら

れる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であって、規則で定めるものをいう。

(学級の編制の基準)

第4条 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するものおよび保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)については、学級を編制するものとする。

2 学級の編制は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員の配置の基準)

第5条 認定こども園には、認定こども園の長を置くほか、子どもの教育および保育に従事する者(以下「教育・保育従事職員」という。)ならびに調理員を置かななければならない。ただし、第8条第5項の規定により、調理業務の全部を委託する認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

2 認定こども園の職員の配置は、認定こども園を構成する各施設の職員の配置の基準に加え、規則で定める基準を満たさなければならない。

(教育・保育従事職員の資格)

第6条 満3歳未満の子どもに対する教育・保育従事職員は、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者(以下「登録を受けた者」という。)でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 満3歳以上の子どもに対する教育・保育従事職員は、幼稚園に係る教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状(以下「幼稚園教諭免許状」という。)を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。ただし、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、登録を受けた者を置くことが困難である場合は、いずれかの資格を有する者としてすることができる。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

4 第2項ただし書の規定にかかわらず、共通利用時間以外における教育・保育従事職員は、登録を



受けた者でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(施設整備)

第7条 認定こども園の建物およびその附属設備は、同一の敷地内または隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- (1) 子どもに対する教育および保育の適切かつ一体的な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 認定こども園を構成する幼稚園のうち、並列型および年齢区分型にあつては幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第8条から第12条までに規定する基準（以下「設置基準」という。）を満たすものとし、単独型にあつては設置基準を満たし、かつ、幼稚園設置基準第11条第5号に規定する給食施設を有するものとする。ただし、共通利用時間以外の保育室の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 認定こども園を構成する保育所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条に規定する基準および品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例（令和 年品川区条例第 号）第4条に定める基準を満たすものとする。

4 認定こども園を構成する保育機能施設は、次に掲げる設備（第1号の設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入所させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室および遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 乳児室またはほふく室
- (2) 保育室
- (3) 遊戯室
- (4) 屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）
- (5) 医務室
- (6) 調理室
- (7) 便所

5 前項第1号から第3号までおよび第7号の設備（以下この項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を2階以上に設けることができる。

6 第4項の設備は、保育に適切なものとして規則で定める要件を満たさなければならない。

#### (食事)

第8条 認定こども園において、保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

2 認定こども園において、子どもに食事を提供するに当たっては、食品の種類および調理方法について栄養ならびに子どもの身体的状況および嗜(し)好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含む献立によらなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事を当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。

6 前項に規定する方法により食事を提供する場合には、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

#### (教育および保育の内容)

第9条 認定こども園における教育および保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領および保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づかなければならない。

2 前項の認定こども園における教育および保育の内容は、子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

#### (虐待等の禁止)

第10条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### (教育・保育従事職員の資質向上等)

第11条 認定こども園は、規則で定めるところにより、教育・保育従事職員の資質の向上等を図らなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第12条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育および保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育および保育に対する需要に照らして当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項の規定により子育ての支援を行うに当たっては、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。

(認定こども園の長)

第13条 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 第3条第1号イに規定する施設にあっては、幼稚園または保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くほか、これらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができる。

3 認定こども園の長は、教育および保育ならびに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理および運営を行う能力を有しなければならない。

(教育および保育を行う時間等)

第14条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育および保育を行う時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園における開園日数および開園時間は、規則で定める基準によるものとする。

(情報開示)

第15条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

(平等取扱原則)

第16条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭または保護者の所得が低い家庭の子ども、障害のある子ども等、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、区との連携を図り、当該子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(一般的基準)

第17条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康および安全を確保する体制を整えなければならない。

2 認定こども園は、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険または共済制度に加入することにより、適切な補償の体制を整えなければならない。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第18条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

(運営状況の評価等)

第19条 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育および保育の質の向上に努めなければならない。

(掲示)

第20条 認定こども園は、その建物または敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。